

市県民税、所得税の申告は正しくお早めに

平成21年度の申告受付期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。
受付時間は平日の午前8時45分から午後4時までとなります。

市役所および竜ヶ崎税務署では、確定申告期間中の2月22日、3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談や受け付けを行います。右記以外の土・日曜日は閉庁日になっていきますので、ご注意ください。

なお、市役所での受付時間は、この日曜日の2日間に限り午前8時45分から午後3時までです。(平日は午後4時までです)

●確定申告について(税務署からのお知らせ)

・所得税の還付申告の方は、2月13日(金)以前(市役所では受付していません)でも、申告書を提出することができますので、直接税務署へ提出してください。

・確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外収受箱への投かんによっても、提出することができます。

・国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開いています。所得税の確定申告書および贈与税の申告書の作成ができる「確定申告書作成コーナー」もありますのでご利用ください。

・所得税確定申告期間中、e-Taxは24時間利用できます。「確定申告書作成コーナー」でも

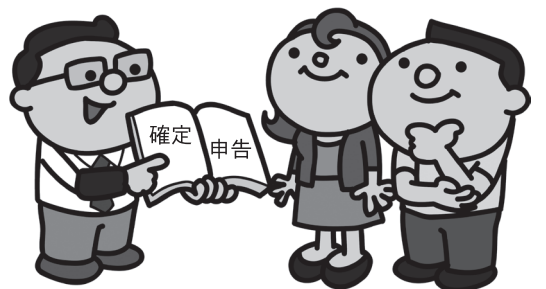
e-Tax用の申告データが作成できます。
・土地、建物、株式などの譲渡所得がある方は、税務署で申告いただきますようお願いいたします。

●住民税申告について(市からのお知らせ)

・住民税の申告書は、2月13日(金)以前でも提出できますが、閉庁日および時間外の受け付けは行っていません。(確定申告書は受け付けできません)
・郵送による提出もできます。

●税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除について

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成20年分の所得税から控除しきれない額がある方は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。控除を受けるためには、平成21年3月16日まで



に、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。申告は毎年必要となります。

問い合わせ

【確定申告について】

竜ヶ崎税務署(〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町118-2・5)

☎0297-66-1303(自動音声案内)

【市県民税の申告について】

市税務課

☎873-2111内線1056〜1059

さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>